

## 農業法人について

鈴木 寿 二

『農業法人』という言葉が昨今特に農家の関心を呼ぶようになった。岡山県内でも既に設立登記準備中のものや設立準備中のものは枚挙にいとまもない程である。

然しながら、一方においては、この農業法人という言葉が民間用語として私どもが使ってきた言葉であるだけに、その解釈がまちまちで、中にはただ単に税金逃れのこそくな手段だとするむきもないではない。尤も、私自信としては、それが単に税金問題だけであっても意味のないものとは思わないが、そもそも私どもが3年前にこの問題を取上げたのは、日本農業の企業化という時代の流れにそうための経営形態として主張し続けたのであつて、こうした動きが今日の農業基本法制定の動機のひとつとなっているのである。

従来の日本農政が米麦中心の零細土地所有にもとづく農業経営ということの中核としていたことはここに論ずるまでもない。就業労働を評価することなく、ただ米麦の増産のみを求めてやまない時代であればとも角、農家の生活が貨幣経済に侵略されて貨幣なくしては生きて行かれぬ世の中ともなれば、農家も従来のような単に米麦増産のみを目的とする農業に駐まっておれないのであつて、力ある農家は牛を飼い、果樹を植え、にわとりを飼う方向に進まざるを得ないし、一步これに歩を進めれば、儲けのためにはできるだけ生産費を安くする努力も払わねばならなくなるのは理の当然である。生産費を安くしようとするればその規模を大きくし、機械を入れ、高級技術の修得もしなければならぬ。幸にして日本の工業が進んで新しい農機具も次々と発売されたために、こうした方向への農民の意欲は益々強くなって行ったが、同時に又、農業をやって行くためにはこれ等の機械を買入れる資金も益々多くかかる状況となった。

『儲けるためには経営の規模を大きくし、資金を造って新しい機械を入れることが前提だ』このこと

は農民自らが体得した事実である。然し、国の方向は農地法で経営規模を大きくすることを阻止し、農協法は貸付金の制限で要求する資金の入手をはばんだ。正に農民の要求と国の施策は相反したのである。この矛盾を打破るために農民が共同して起ったものが『農業法人』である。

農業法人には2つの型がある。1つは農業資本を中心とする会社方式のものであり、他は労働を中心とする生産組合方式のものである。会社方式のものは気の合った数人のものが資本を出し合つて農業を営む会社を設立し、お互いがそこを職場として働いて資本効率を高めて利益を上げようとするものであり、生産組合方式というのは、お互いが働いて賃金を得る場をつくる目的で農業を営む組合を設立するものである。目下国会に提案されている『農地法』『農業共同組合法』の一部改正案によれば、いわゆる農業法人は『農業生産法人』といわれ、会社組織のものは合名会社、合資会社、有限会社の何れかの方式によるものとされ、組合方式のものは農協法の改正によって創設される農業生産協同組合とならねばならない。その内容は、事業の目的が農業を営むこと、構成員はすべてその法人に農地などを提供し又はその法人の事業に常時従事すること、その運営にあたっては常時従事する構成員が過半数の議決権をもつなどの条件をそなえてくれなくてはならぬとされている。

県内で設立されている農業生産法人の一例を有限会社城北牧場（津山市）で説明すれば、これは構成員3名で設立された会社方式によるものであるが、構成員は各自が今まで飼育していた乳牛を現物出資して酪農を営み、構成員はそれぞれ経理事務、飼育事務、飼料栽培事務と分担して会社の事業に従事している。K氏はN農協の専務をつとめる事務堪能者、M氏は乳牛飼育に経験と抱負をもつ精農家、W氏は自給飼料の栽培を引受け得るのいたる勤勉家、それぞ

## 岡山畜産便り 1961.04

れが分業してその責任をもつところに作業能率の向上が期待されている。しかも彼等3人の共同化は対外信用を増して30頭飼育のできる規模を可能にした。まだ決算を見ないのでその実績はわからないが、他県のこの種法人によれば、常時従事する労働には月給を支払って更に企業利潤が1頭当り年間5万円をあげている。乳牛1頭飼は乳価45円で損益なしといわれる時になおこの利潤をあげ得ることは大経営による合理的生産のみがもたらす特権であり、農業生産法人の規いもここにその重要な原因があるといっても過言ではなからう。

こうした現象は養鶏にも見られるころであって、今や大資本がこの方面に進出し始める状況ともなっている。更に又、中央町では部落有林を開放して部落有牧場を開設し、部落民がここで日当稼ぎの酪農を始めるという生産協同組合が準備されている。このように、農業生産法人が、法律の公布される前に次々と設立されて行くことは、日本農政が既に古い殻となったことを物語ると共に、農業基本法の制定によって急速な普及発展をもたらすものだといっても支障なからう。

ただ今国会で提案準備中の新しい法律のなかには、農業生産法人に対する融資の途を開こうとするものがあり、この融資を行う農協もこの目的等のためにその規模を大きくすることを促進する特別法も準備されている。然し私は、この農業生産法人は国や県の方で無闇に奨めるべきものではないと信ずる。というのは、この法人には構成農民の大きな財産がかけられることになると共に、一度失敗でもすれば元も子もなくなる懼れがあるからである。従って私はこの設立の相談をうけても、『あなたのみならず家内全員がこれを設立することに賛成していますか』『あなたはこの法人の(1)資金計画(2)資金調達計画(3)資金返還計画(4)事業計画(5)収支計画(6)管理計画を作っておりますか』とおたずねしているのである。従来の農家は、人がよいといえれば自らを反省し、具体的な計画もたてないで飛びこむ傾向がないでもないが、世にいわれるように『金儲けと死病いにおろかはない』というのが現実である。今後農業生産法人をつくろうとする場合には細

かい具体的な計画をたててみるのが先決だ。総社市の某氏が過日酪農法人を設立したいと農業委員会を通じて相談があった。兄弟2人で10頭を飼育する会社を設立したいというのである。私はその計画書を見て再検討を求めた。その後本人に面談したのでその理由を話したところ、本人としては、この計画では利益がでないことに気付き、根本的に計画をたて直さねばならぬと言っていた。こうしたことは独り某氏のみではなく、往々にして陥入り易い誤りである。

農業会議は36年度事業のひとつに法人設立の研究の場を持つと考えている。県畜産課、農業改良課などその方面の専門技師と県信連、農林中金など金融機関のほか現に法人経営を実施している人々の参集を求めて、今後設立しようとする人々の各種計画を夫々の立場から検討し助言を得ようとするものである。

農業法人は日本農政の旧殻を破った異端者として出発した。その前進路線は資本主義下の日本経済のもとでは経営経済原則にもとづく当然の方向であるとは言え、日本農業の惰性からして必ずしも順風に帆をあげるような平穏なものでもあるまい。自ら悩み、研究し、周到な計画の上に断乎として踏切り、不撓の努力が続くとき、始めて成功が得られることと言うべきである。他府県の先輩はこれを実証していることを附言しておく。

(筆者 岡山県農業会議事務局次長)